

連載

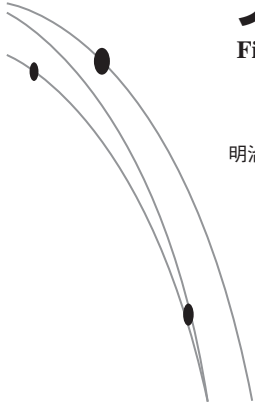
フィールド・アイ

Field Eye

イルメナウから——②

明治大学准教授 小西 康之

Yasuyuki Konishi



ドイツの失業問題

先日、2008年9月の失業統計が連邦雇用エージェンシーから発表された。それによると、失業者数は、308万1000人で前月比11万5000人減、前年比で46万3000人減であり、失業率は7.4%で前月比0.2%減となっている。また、ドイツでは最近、景気が減速傾向にあることが指摘されているが、失業者は依然として減少し続けている状況にある。

ドイツでは、2005年1~4月、2006年1~2月には失業者数が500万人を超え、失業率も12%を超える時期もあったことからすると、これらを記録した時期とは季節は違うものの、失業者数においては約200万人減（16年ぶりの低水準であると報道されている）、失業率においては約5%減と、劇的といつていいほど、失業者数および失業率の数値が改善している。

このような雇用情勢の好転を背景として、労使の拠出によって賄われる失業保険財政の状況は良く、2007年1月の改定まで保険料率は6.5%であったが、現在は3.3%まで低下している。さらに、SPD（ドイツ社会民主党）と大連立政権を担うCDU（ドイツキリスト教民主同盟）・CSU（キリスト教社会同盟）の一部からは保険料を2.8%まで下げることが要求されている。

ドイツの雇用情勢はこのように改善傾向にあるものの、失業率はEU27カ国の中では依然として高い部類に入っている（2008年8月のデータによると7番目に位置する¹⁾）。またメディアでも、失業問題は頻繁に取り上げられ、克服すべき社会問題として位置づけられているようである。今年の夏に収録されたテレビのインタビューで、来年に予定されている大統領選での

再選を目指すケラー現大統領が失業問題を第一に克服すべき課題として取り上げていたことは印象に残っている。

ドイツでの失業問題については、さまざまな切り口から取り上げることが可能かと思われるが、本稿では、以下の二点について言及したい。

第一には、ドイツ国内の失業状態は地域によって大きな違いが見られる。旧西ドイツ地域と旧東ドイツ地域で状況は依然として大きく異なる。2008年9月の統計によると、旧西ドイツ地域の失業率は6.1%（前年比0.9%減）、旧東ドイツ地域の失業率は12.2%（前年比1.9%減）、ベルリン州では13.3%（前年比1.6%減）であり、旧東ドイツ地域の失業率は旧西ドイツ地域の失業率のほぼ2倍である。また旧西ドイツ地域においては各州間で、失業率に相当程度の違いが見られる。プレーメン州では10.9%、ノルトライン＝ヴェストファーレン州では8.2%であるのに対し、南部のバイエルン州、バーデン＝ヴュルテンベルク州ではそれぞれ3.9%、4.0%である。これらの失業問題がさほど深刻ではない地域においては、むしろ専門職労働者の不足が問題とされており、専門職労働者不足を解消するための移民労働者の受入に関する規制の緩和を求める声が比較的大きいようである。

旧東ドイツ地域においても、旧西ドイツ地域と同様、専門職労働者が不足しているが、全般的にみると、労働の機会が少ない（筆者の滞在する、旧東ドイツ地域のチューリンゲン州（旧東ドイツ地域の中では南部、ドイツ全域の中では中部）イルム郡では、以前、ガラス産業や磁器産業が栄えていたが、東西ドイツの統合後、これらの産業は急速に衰退し、年平均失業率が20%を超えることも何度かあった）。そのため、旧東ドイツ地域においては、職を求めて旧西ドイツ地域に引越しをするケースや、平日には旧西ドイツ地域で働き、週末には家族が住む旧東ドイツ地域に帰るといったケースが少なくないようである。

第二に、現在のドイツにおいては、失業問題が貧困問題と絡めて議論されることが多い。

ドイツの失業者の生活保障制度は従来、保険給付としての失業手当制度と扶助給付としての失業扶助制度、および社会扶助制度が存していた。失業手当制度のもとでは失業者は、従来稼得していた賃金の一定割合を最長で32カ月間受給することができた。失業給付受給期間中に失業者が就職することができなかった場合

には、一定の要件のもとで失業扶助が支払われた。この失業扶助給付においても従来稼得していた賃金の一定割合が支給されていた。

1998年1月に施行された雇用促進法の社会法典第3編への改正と、2002年以降の労働市場改革（ハartz改革）によって、従来の失業者に対する生活保障制度は大きく変更された。

失業者の生活保障給付は、失業手当Ⅰと失業手当Ⅱに分けられ、失業保険給付制度を引き継ぐ失業手当Ⅰにおいては、中高年齢者に対する支給最長期間が短縮されることとなった。失業手当Ⅰの受給満了後も失業者が職に就くことができない場合には、失業手当Ⅱが支払われる（この「失業手当Ⅱ」は、労働者が「失業」している場合のみ支払われるものではなく、稼得可能な要扶助者であると認められる場合に支払われる。したがって、当該労働者が労働に従事している場合であっても支給されうることに注意が必要である）。失業手当Ⅱも従来の失業扶助制度と同様に、扶助的な性格を有するものであるが、賃金の一定割合が支給されるのではなく、定額の基準給付に追加的な給付が加算されて支払われる仕組みとなっている。このほか、失業手当Ⅱにおいては、一定の場合を除いて、あらゆる労働が期待可能とされ、その労働に従事することを拒否する場合には、当該手当は支給されない。

他方、ドイツにおいては、すべての労働者に最低賃金が適用される仕組みにはなっておらず、時給が極めて低い労働が存在するのが実状である（ドイツのニュースでは、低賃金労働が行われることの多い職種として美容師が取り上げられることが多く、しばしば、3ユーロを下回る時給で働く美容師の姿が映し出されている）。そのため、失業手当Ⅱの受給者にとっては、このような低賃金労働に従事することも期待可能とされる可能性があり（ただし、関連するまたは比較可能な労働協

約がある場合には、提供される労働の賃金額がそれを30%以上下回っている場合、そのような労働協約がない場合には、提供される労働の賃金額が当該地域で通用の賃金を30%以上下回っている場合には期待可能とはされないと考えられている）、新たに労働に従事しても、貧困状態から抜け出せない場合が少なくないようである。また、失業手当Ⅱの基準給付は351ユーロに設定され（独身者・単身親（子については別途支給される）に対して支払われる額。夫婦2人の場合には、基準給付の90%=632ユーロが支払われる）、そのほかに適切な限りにおいて住居費や光熱費が支給されることから、実態として、失業手当Ⅱを受給する世帯が、当該手当を受けずに低賃金労働に従事している世帯よりも相対的には生活水準が高くなるケースも報告されている。低賃金労働に関しては、2008年7月に最低賃金関連法案が閣議決定されたが、連立与党内においても方向性が収斂しているとはいえ、これらの法案が来年の選挙前に可決するかは不透明なようである。

来年には欧州議会選挙、連邦議会選挙が実施される。そこでは、失業問題および貧困の問題が主要なテーマになることはほぼ間違いなさであろう。選挙直前時点における失業情勢も選挙民の動向を左右すると言われている。今後の労働政策も、選挙を軸にして展開するであろう。

1) eurostat newsrelease euroindicators. 136/2008.

こにし・やすゆき 明治大学法学部准教授。主な著作として、「長期失業に対する失業給付制度の展開と課題」日本労働法学会編『講座 21世紀の労働法第2巻 労働市場の機構とルール』（有斐閣、2000年）242-260頁。